

韓国会社法における 監査委員会設置会社の意義（序説）

鶴 石 蘭

目 次

- 1 はじめに
- 2 日本の監査等委員会設置会社との比較
- 3 監査委員会設置会社に対する法規制
- 4 社外取締役制度の導入
- 5 おわりに

1 はじめに

韓国の会社法は、法形式上、商法典に含まれているが、以下では「会社法」として紹介する。1962年1月20日に商法(法律第1000号)が制定されるまで、日本の商法典が準拠モデルとして利用されていた¹⁾。それは、第2次大戦後韓国は独立したものの、1950年の6.25動乱の関係で、政治的、経済的に不安定になったために、日本の商法典がそのまま適用されていたからである。会社法は、商法典の第3編に編成されているが、制定後、1984年から2011年までの間に、数次の改正が行われた。本稿のテーマである韓国の株式会社の監査機能の中核である監査役制度および監査委員会制度については、そもそも日本の監査役制度（権限、義務、責任等）をモデルとし、商法上の制度として定められてきた。しかし、韓国は1999年に監査役制度の代替的仕組みとして、

1) 李哲松「韓国における代表訴訟と企業支配構造」『韓日法学』韓日法学会、21巻0号（2002）247-248頁。

監査委員会制度を導入²⁾し、日本の監査役制度と同様の制度的枠組みは維持しつつも、日本法よりも先に、「取締役の職務の執行を監査する」任務を負う監査委員会制度を採用した。直近の韓国の会社法改正は、2005年7月から改正作業に着手し、6年余りの論議を経て、2011年4月14日国会を通過し、2012年4月15日（法律第10600号）から施行されたものである³⁾。この改正作業は、2005年の日本の新会社法制定から大きな刺激を受けて行われた。また、証券取引法（現：「資本市場および金融投資業に関する法律」以下では、資本市場法とする。）についても、数次の改正が行われ、2011年改正においては、上場会社の監査機構について商法と資本市場法の双方の規制を受けて、とりわけ監査役制度と監査委員会制度の併存を容認する枠組みを維持した。なお、韓国では公開会社と閉鎖会社の区別はなく、上場会社と非上場会社とを区別し、監査機構を設置している。したがって、会社法は直接「上場会社」という概念を用いていることから、日本の会社法の「公開会社」と異なる。韓国において、監査委員会制度は、大規模上場会社の場合は設置が義務づけられる⁴⁾が、それ以外の会社（非上場会社・小規模上場会社・中規模上場会社）の場合は、その設置は会社の任意である（商法409条4項）。

前述のように、監査委員会設置会社は1999年の商法改正によって、株式会社は定款に定めがあれば、監査役に代えて「取締役会の中の一つ委員会」（商法393条の2）として監査委員会を設置することをできることとなった（同法415条の2第1項）。但し、監査委員会を選択した場合には、これと重複するような監督機関は不要となるため、監査役を置くことはできないものとされ

-
- 2) 平成14年商法改正においては、商法特例法上の大会社は、定款で定めれば、執行役に取締役会権限を大幅に委任でき、かつ社外取締役が過半数を占める3委員会（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）が強い監督権限を持つ委員会等設置会社の形態を選択できる制度を行われた。その後、委員会設置会社と改称された後、平成26年会社法改正において指名委員会等設置会社へと名称を変更された。
 - 3) 最近の商法改正は2014年3月11日（法律第12397号）国会を通過し、2015年3月12日に施行された。なお、本稿では、社外取締役と監査委員会設置会社に最も影響を与えている2009年商法改正と2011年商法改正をもって紹介する。
 - 4) 韓国で大規模上場会社は、資産総額2兆ウォン以上の証券会社および上場会社のことをいう（商法施行令37条1項）。

ていう（同法415条の2第1項）。

以下では、韓国の監査委員会制度に関する商法改正の内容を主に概観したうえで、社外取締役制度に対する法規制を中心として次の観点に注目しつつその内容を明らかにする。

- ①韓国の監査委員会制度はアメリカの上場会社の制度を模して導入されているが、異なるところはどこか。
- ②監査委員となる社外取締役の独立性は重視されているのか。
- ③監査委員会制度の仕組みは、組織的・効率的に運用されることによって企業価値の向上で役に立っているのか、という観点が重要であろう。

2 日本の監査等委員会設置会社との比較

表 日本の監査等委員会設置会社と韓国の監査委員会設置会社の比較

	日本（会社法（平成17年法律86号））	韓国（商法1962.120（法律第1000号））
	監査等委員会設置会社（平成26年改正・平成27年5月1日施行） ※以下の条文は原則として会社法とする。	監査委員会設置会社 （1999.12.31（法律第6086号）） ※以下の条文は原則として商法とする。
設 置	株式会社は、定款の定めによって監査等委員会を設置することができる（326条2項）。監査等委員会設置会社は、取締役会（327条1項3号）および会計監査人（327条5項）を置かなければならないが、監査役を置いてはならない（327条4項）。 他方、指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（327条6項）。会社の登記では、監査等委員会設置会社である旨のほか、監査等委員である取締役と他の取締役との区別、社外取締役の区別が求められるほか、重要な業務執行の決定の代表取締役等への委任事項についての定款の定めが強制される（911条3項22号イ・ロ・ハ）。	①資本金10億ウォン（現：1千1百万円に相当する。）未満の会社の場合は監査機構の設置は会社の任意である（409条4項）。従って、資本金10億ウォン以上の会社は監査機構の設置を要求されている。 ②会社の資産2兆ウォン以上の大規模上場会社の場合は設置が義務づけられる（542条の11第1項）。 ③それ以外の会社（非上場会社・小規模上場会社・中規模上場会社）の場合は会社の任意であるが、監査委員会を設置した場合は監査役を置くことはできない（415条の2第1項）。
構 成	監査等委員会は、すべての監査等委員で組織される（399条の2第1項）。 監査等委員は、取締役でなければならな	監査委員会は会社の定款の定めにより監査役に代わって、「取締役会の中の一つ委員会」（393条の2）として設置され、監査

	<p>い (399条の2第2項)。監査等委員である取締役会は、3名以上で、その過半数は、社外取締役であることを要する (331条6項)。 兼任の禁止：監査等委員は、会社・子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人等を兼ねることができない (331条3項)。また、当然のことながら、監査等委員である取締役は、代表取締役に選定されることはできない (399条の13第3項)。</p>	<p>役を置くことができない (415条の2第1項)。 監査委員会の監査委員は3名以上で、その3分の2以上は社外取締役であることを要する (415条の2第2項)。監査委員会は決議によって、監査委員の代表を選定しなければならないし、その場合、数人の監査委員が共同で委員会を代表することができる (同条第4項)。 また、韓国の商法は上場会社の特例として、上場会社の監査委員会は以下の要件を満たさなければならないとする。1つは、監査委員の1人以上は大統領令が定める会計または財務専門家でなければならない。もう1つは、監査委員会の代表は社外取締役でなければならない (542条の11第2項)。 兼任の禁止：会社・子会社の業務執行取締役及び支配人、使用人等との兼任は禁止される (411条)。</p>
<p>常 勤 委 員</p>	<p>常勤の監査等委員の選定は任意であるが、その選定の有無及びその理由は、事業報告の記載事項となる (改正会社法施行規則121条10号イ)。</p>	<p>多数説の意見で常勤監査委員を求めている。</p>
<p>任 期</p>	<p>監査等委員会設置会社の取締役の任期は1年であるが (332条3項)、監査等委員である取締役任期は2年とされ、かつ、その短縮は認めない (332条)。</p>	<p>3年とされ、就任後の3年以内に終了する事業年度までとする (410条)。</p>
<p>社外取締役</p>	<p>「社外取締役」とは、株式会社の取締役であって、次の掲げる要件のいずれにも該当するものをいう (2条15号)。 1 当該会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役・支配人その他の使用人 (以下「業務執行取締役等」という。) でなく、かつ、その就任の前十年間当該会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。なお、業務執行取締役には、代表取締役および取締役会選定のその他の業務執行取締役のほか、当該会社の業務を実際に執行したその他の非業務執行取締役も含まれる。 2 その就任の前十年内のいずれかの時</p>	<p>上場会社の場合は、取締役の1/4は社外取締役でなければならないし、大規模上場会社の場合は、その要件がさらに厳しく社外取締役は3名以上でかつ取締役の過半数でなければならない (542条の8第1項)。 監査委員会は中立性と客観性を確保するために監査委員の2/3以上は社外取締役でなければならない (415条の2第2項)。 社外取締役は、2011年商法改正において、当該会社の常務に従事しない取締役として、以下の各項に該当しないことをいう (第382条3項)。 1. 会社の常務に従事する取締役・執行役および被備者 (使用人に相当)、または、その就任前の最近2年以内</p>

<p>において当該会社またはその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。</p> <p>3 当該会社の親会社等（自然人である者に限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役・支配人その他の使用人でないこと。</p> <p>4 当該会社の親会社等の子会社等（当該会社およびその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。</p> <p>5 当該会社の取締役若しくは執行役・支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。 なお、取締役の過半数が社外取締役である場合については、特別（権限移譲、特別取締役等）も設けられている（399条の13第5項）。</p>	<p>に会社の常務に従事した取締役・執行役および使用人（1号）</p> <p>2. 最大株主が自然人の場合、その本人、配偶者および直系尊属・卑属（2号）</p> <p>3. 最大株主が法人の場合、その会社の取締役・監査役・執行役（3号）</p> <p>4. 取締役・監査役・執行役および使用人の配偶者および直系尊属・卑属（4号）</p> <p>5. 当該会社の親会社または子会社の取締役・監査役・執行役および使用人（5号）</p> <p>6. 当該会社と取引関係等重要な利害関係を持つ会社の取締役・監査役・執行役および使用人（6号）</p> <p>7. 当該会社の取締役・執行役および使用人が取締役となっている他の会社の取締役・監査役・執行役および使用人（7号）</p> <p>以上は社外取締役の欠格事由として定められており、それに加え、以下の事項に該当する場合はその職務を喪失する（商法542条の8第2項）。</p> <p>1. 未成年者・禁治産者・限定治産者（禁治産者・限定治産者：行為無能力者）（1号）</p> <p>2. 破産者としてまだ復権されていない者（2号）</p> <p>3. 禁錮以上の刑を受けその執行が終了した日、または、執行免除が確定された日より2年を経過していない者（3号）</p> <p>4. 大統領令で別途定めた法律を違反し解任、または、免職後2年を経過していない者（4号）</p> <p>5. 当該会社の株主として、議決権がない株式を除外した株式発行総数を基準にする本人およびその特殊関係人が所有する株式数が最も多い場合の当該本人（最大株主のことであり。）（5号）</p> <p>6. 何人の名義とはいえ自己計算で議決権ある株式総数の10%以上を所有する上場会社の株主、または、その</p>
--	--

		<p>当該上場会社の取締役・監査役・執行役の選任・解任等の重要経営事項に対して事実上影響力を及ぼしうる株主およびその株主の配偶者また直系尊属・卑属（6号）</p> <p>7. その他、社外取締役として職務を忠実に遂行することが困難であるか、または、当該会社の経営に影響を及ぼしうる者として大統領令で定める者（7号）</p>
<p>権 限</p>	<p>監査等委員会は、取締役（会計参与設置会社では取締役・会計参与）の職務の執行を監査し、監査報告（436条2項2号）を作成することを基本的な任務とする（399条の2第3項1号）。</p> <p>そのほか、会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定（同項2号）の職務を行う。</p> <p>また、監査等委員である取締役以外の取締役の選任等および報酬等に関して、監査等委員会としての意見を決定するが（同項3号）、その意見は、監査等委員会が選定する監査等委員（選定監査等委員）によって株主総会で申述される（342条の2第4項、361条6項）。</p> <p>また、選定監査委員は、いつでも、取締役（会計参与設置会社では取締役・会計参与）および支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求めることができるほか、会社の業務および財産の状況の調査をすることができる（399条の3第1項）。また、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して、事業の報告を求め、または子会社の業務および財産の状況の調査を行うことができる（同条2項。正当な理由がある場合の子会社の拒否につき、同条3項）。もっとも、報告の徴収または調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない（同条4項）。他方、取締役の違法行為等に対する差止め請求権については、各監査等委員によって行使される（399条の6第1項）。</p>	<p>商法は、監査委員会の権限と義務に関しては、監査役に関する規定を準用するとしている（415条の2第7項）。</p> <p>①監査役に代わって取締役の職務の執行を監査できる（415条の2第7項、412条1項）。</p> <p>②監査委員は取締役に対し、その会社の職務の執行に関する事項の報告を求めることができるほか、会社の業務と財産状態の調査することができる（商法412条2項）。また、監査委員は職務を行うため必要が生じる場合の子会社の調査権（商法412条の5）、取締役会の出席・意見陳述権（商法391条の2）、</p> <p>③取締役の違法行為の差し止め請求することができる（商法402条）、</p> <p>④取締役の報告受領を求めることができる（412条の2）、</p> <p>⑤株主総会の招集請求権を行使できる（412条の3）、</p> <p>⑥会社と取締役の間の訴え等における会社の代表権をもつ（394条）</p> <p>⑦外部監査役の提案権（外監3条2項）。監査委員会の義務に関しては、監査役の義務の規定を準用する（415条の2第7項）。すなわち、監査録作成義務（413条の2第1項）、取締役会に対する報告義務（391条の2第2項）、株主総会に対する調査・報告義務（413条）、取締役会に対する監査報告書の提出義務（447条の4第1項）などが、監査委員会に準用されている。</p>

責 任	<p>監査等委員会の承認があれば、取締役と会社との間の利益相反取引に関する任務懈怠の推定規定(423条3項)は適用されない(同条4項)。</p> <p>責任限定契約による軽減：非業務執行取締役等に関する責任限定契約を締結することができる旨の定款の定め(427条1項)に基づいて、実際に非業務執行取締役等が会社に対する任務懈怠責任を負うべき事情が生じた後で、責任の一部を軽減することができる(425条1項)。この契約は、最低責任限定額を限度として、社外取締役等が責任を免れる旨の契約である。非業務執行取締役等の最低責任限定額は2年分の報酬等の額(425条1項1号ハ会社則113条)と新株予約権を引き受けたことによる利益(同項2号、会社則113条)と計算する。</p>	<p>韓国商法は、監査役の実務に関する414条を監査委員会に準用する(415条の2第7項)。したがって、監査委員会は責任においても監査役と同様である。すなわち、監査委員がその任務を怠った場合には、会社に対して連帯して損害賠償責任を負い、また、監査委員の悪意または重大過失によって損害が発生した場合は会社および第三者に対して損害賠償責任を負う(414条)。監査委員の責任免除は取締役や監査役と同様総株主の同意が必要であり(415条の2第7項、400条1項)、監査委員の身分に関する訴えが提起された場合には監査委員としての職務執行停止仮処分の申請をすることができる(415条の2第7項、407条)。</p> <p>但し、監査委員は会社の営業秘密を維持する義務を負う(415条、382条の4)。</p>
監査委員の選任と解任	<p>監査等委員は株主総会の決議により他の取締役と区別して選任・解任されるほか(329条2項・344条の2第3項)、その解任には、株主総会の特別決議が必要とされる(344条の2第3項、309条2項7号)。</p> <p>各監査等委員には、自己または他の監査等委員の選任・解任・辞任につき、株主総会で意見申述権が認められるとともに(342条の2第1項)、辞任した監査等委員にも次回の株主総会での意見申述権が認められるとともに(同2項)、さらに、監査等委員会には、監査等委員の選任・解任の議案の同意権(344条の2第1項)のほか、監査等委員の選任議題・議案の総会提出請求権(同2項)が認められる。</p>	<p>商法は、監査委員会の監査委員の解任に関しては、取締役会において取締役の2/3以上の決議が必要とされる(415条の2第3項)。監査委員の選任に関しては、特に規定を設けていないが、監査委員会は「取締役会の中の一つ委員会」(393条の2)として、監査委員は取締役会の決議によって選任されるが原則である。</p> <p>上場会社の特例では、監査委員の選任は株主総会の権限事項とする(542条の12第1項)。監査委員の資格は、株主総会で取締役として選任された後に、取締役会において監査委員として選任されることになる(同条第2項)。解任について①株主総会においての取締役の資格喪失による(商法385条)。② 監査委員の解任は取締役会において取締役の2/3以上の決議が必要とされる(415条の2第3項)。</p>
累積投票の取り扱い	<p>株主総会において、2人以上の取締役の選任である場合に定款で別段の定めがあるときを除き、株主は会社に対して累積投票を請求することができる(342条)。</p>	<p>2009年商法改正によれば、大規模上場会社において株主の議決権が制限される場合は「社外取締役たる監査委員」を選任する場合には、発行済株式総数の3%以上に当たる株式を有する株主は、定款で別段の定める場合を除いて、会社に対して累積投票の方法によるべきことを請求することができる(382条の2)。</p>

<p>運 営</p>	<p>監査等委員会の運営に関しては、指名委員会等設置会社の監査委員会におけると同じく、委員会の招集権者（399条の8）、招集手続等（399条の9）、監査等委員会の決議（399条の10）、議事録（399条の11）、監査等委員会への報告の省略（399条の12）等及び選定監査等委員による取締役会招集権（399条の14）が認められている。また、監査役等委員会設置会社の取締役会は、大会社でなくても、内部統制システム（モニタリング・システム）の整備に関する決定を行うことが義務付けられ（399条の13第1項1号ハ・2項）、かつ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項を決定すべきことが要求される（同条1項1号ロ）。</p> <p>監査等委員会の独立性を確保するため、職務執行状況の取締役会への報告する義務は定められていない（417条3項対比参照）。また、監査等委員会の議事録についても、監査等委員以外の取締役の閲覧謄写権に関する規定はない（399条の11）。この監査等委員会の独立性を確保するための規定は、指名委員会等設置会社の監査委員会と異なるところである。</p>	<p>は、また、監査委員会は「取締役会の中の一つ委員会」である（393条の2）。監査委員会運営に関しては、独任制の監査役とは異なった会議体の機関であり、権限の行使は委員会の決議によって①株主総会の承認要する事項の提案、②代表取締役の選任および解任、③委員会の設置とその委員の選任・解任、④定款に関する事項という事項を除いて、取締役会によりその権限を決定することができる（393条の2第2項）。また、取締役会の委員会として監査委員会に関しては取締役会の取締役の欠員時のその権利・義務（386条1項）、取締役会の招集（390条）、決議方法（391条）、議事録（391条の3）および取締役会の延期・続行（392条）につき取締役会に関する規定が準用される（393条の2第5項）。</p> <p>その他に、監査委員会は会社の費用で弁護士、公認会計士等の専門家の助力を求めることができる（415条の2第5項）。</p>
------------	--	---

※ 理事の概念は、日本では、一般社団法人及び一般財団法人、また、地方自治法上の公益上の市町村および特別区の組織において事務を管理する者を理事と称するのに対して、韓国では、対外的に会社を代表し、かつ、対内的には会社の業務を執行する常設の必要機関を理事と称している。代表権ある理事の行為は法人の行為に評価される。理事の数と任期に対する制限はないし、理事は自然人に限る。したがって、職務権限からみて、日本の会社法上の取締役に相当する。ただ、本稿では、説明するのに便益上、理事ではなく、取締役の語をもって説明する。

3 監査委員会設置会社に対する法規制

(1) 監査委員会の設置、構成および監査委員の資格

韓国の会社法上、資本金10億ウォン（現：1千1百万円に相当する。）未満の会社の場合は監査役または監査委員会からなる監査機構の設置は会社の任意である（商法409条4項）。他方、資本金10億ウォン以上の会社は監査機構の設置が強制されている。また、韓国の上場会社については、会社の資産総額2兆ウォン以上の大規模上場会社の場合には監査委員会の設置が義務づけられている（同法542条の11第1項）。それ以外の会社（非上場会社・小規模上場会社・中規模上場会社）の場合は、監査委員会の設置会社の任意である（同法415条の2第1項）が、監査委員会を設置した場合は、監査役を置くことはできないとする（同法415条の2第1項）。韓国の資産総額、資本金の規模によって示すと以下のとおりである。

規 模	監 査 機 構
資本金10億ウォン未満	監査役または監査委員会からなる監査機構の設置は任意
資本金10億ウォン以上 非上場会社、又は資産総額が1千億ウォン未満の上場会社	監査役か監査委員会のうちいずれかの監査機構を設置しなければならない。ただし、常勤か非常勤 ⁵⁾ かは規定していないため、非常勤の監査役を選任してもよい。
資産総額1,000億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社	常勤の監査役または監査委員会のいずれかを設置しなければならない(商法542条の10第1項)。監査委員会は、定款の定めにより、監査役に代わって置くことができる。但し、その場合、監査役を置くことはできない(同法415条の2第1項)。
資産総額2兆ウォン以上	監査委員会を設置しなければならない。

監査委員会は、3名以上の監査委員で構成され、そのうち監査委員の代表を含む2人以上が社外取締役であることを要する（商法415条の2第2項）。

5) エグゼクティブ・ディレクターといわれる業務執行役員は常勤であるのに対して、ノンエグゼクティブ・ディレクターといわれる非業務執行役員は非常勤であるのが通例である。日本法の定義でも、社外取締役は非業務執行役員であって、ノンエグゼクティブ・ディレクターに該当する。（武井一浩「監査等委員会設置会社と今後のガバナンス法制上の課題」公益財団法人資本市場研究会編『企業法制の将来展望－資本市場制度の改革への提言－2014年版』財経詳報社（2014）338-339頁）。

また、2009年商法改正⁶⁾により、大規模上場会社の場合の監査委員の1人以上は会計または財務家でなければならない(同法542条の11第2項1号)。これはアメリカのSOX法⁷⁾の影響を受けたもので、会計監査機能を強化するためであると思われる。監査委員の2/3以上が社外取締役でなければならない、かつ、監査委員会の代表も社外取締役でなければならない(同法542条2項本文及び2号)。監査委員会は、資産総額が2兆ウォン以上である大規模上場会社の場合、その設置が強制される⁸⁾。他方、非上場会社、又は大規模上場会社以外の上場会社の場合、監査委員会の設置が選択できる。監査委員となれる社外取締役の資格と欠格事項については、後述のように、大規模上場会社の方がより厳しく規定されている(同法542条の11第2項、542条の8第2項、382条3項を参照)。

監査委員会の設置が強制される理由として考えられるのは、ただ大規模上場会社は韓国を代表する企業であるからだけではなくたとえば、現代グループ、斗山グループ、錦湖アジアナグループなどの大規模上場会社の不祥事事件が多発した⁹⁾ことなどが指摘されている。

以上のように、監査委員会にあっては、監査委員の2/3以上が社外取締役であることを要することに対し、一方では、社外取締役でない者を監査委員の1/3まで選任することができる。もっとも、社外取締役でない監査委員については、さらに厳格な資格喪失要件を課すため、常勤の監査役に関する欠格事由を準用されている(商法542条の10第2項)。すなわち、①上場会社の社外取締役の欠格事由に当たる者、②会社の常務に従事する取締役及び使用

6) 2009年1月30日(法律第9362号)に国会を通過し、2009年2月4日に施行された。

7) 上場企業会計改革及び投資家保護法(Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002: サーベンス・オクスリー法、SOX法)

8) 大規模上場会社が監査委員会を設置しなかった場合は、5千万ウォン以下の課徴金を課されることになる(資本市場法449条1項6号)。

9) 長谷川乃理「韓国における企業統治改革の進展－韓国の親子会社関係における取締役の責任追及に向けた取り組みを中心に－」『法制論集』名古屋大学222号(2008)2-4頁。

人または最近2年以内に会社の常務に従事した取締役及び使用人、③上記の①と②で定めた者以外に、会社の経営に影響を及ぼし得る者として大統領令で定める者¹⁰⁾(同法542条の8第2項、542条の10第2項、商法施行令36条2項)に該当する監査委員は資格を喪失するものとされている。

(2) 監査委員会の権限と責任

商法は、「表 日本監査等委員会設置会社と韓国の監査委員会設置会社の比較」で表示したように、監査委員会の権限と義務に関する規定を別に置かず、監査役に関する規定を準用する形で、監査役と同様の権限を付与し義務を課している(商法415条の2第7項)。その結果、監査委員会はアメリカの上場会社の例に見られるような会計監査人を選任するための「監査委員会」ではなく、「取締役の職務の執行を監査する」ための監査役の代替的な機関としての役割を果たすことになる。

つまり、監査委員会は、①監査役に代わって取締役の職務の執行を監査する(商法415条の2第7項、412条1項)。従って、監査委員会は会計監査を含めて業務執行の全般にわたって監査する権限を有する。日本の場合、非公開会社のうち、監査役会設置会社、あるいは会計監査人設置会社でない場合には、定款の定めにより監査役の権限を会計監査権限に限定することができる(日本会社法389条1項・7項)が、韓国の商法には、このような特例はなく、監査委員会の監査には会計監査のほか、業務監査一般が含まれる。業務監査については法令・定款違反の有無という適法性の監査を行うのが通説である¹¹⁾。

10) 大統領令で定める者は、i 会社の常務に従事する取締役の配偶者および直系尊・卑属、ii 系列会社の常務に従事する取締役、使用人および最近2年以内に常務に従事した取締役および使用人(商法施行令36条2項)、をいう。

11) 権鐘浩『監査役監査委員会』上場会社協議会(2004)61頁、権鐘浩「企業の内部統制機構とコーポレート・ガバナンス」財団法人国際民商事法センター監修『進展するアジアにおける監査制度の実情と課題』商事法務(2012)65頁。

- ②監査委員会は取締役に対し、その会社の職務の執行に関する事項の報告を求めることができるほか、会社の業務と財産状態の調査することができる（商法412条2項）。また、監査委員会は職務を行うため必要が生じる場合の子会社の調査権（同法412条の5）、取締役会の出席・意見陳述権（同法391条の2）等の権利を行使する。監査委員は報告の要求に対して子会社が遅滞なく応じないとき、または報告の内容を確認する必要があるときには子会社の業務及び財産の状況を調査することができる（同法412条の4第2項）。このような監査委員会の権利行使に対して、子会社は、正当な理由がないときには同項の報告又は調査を拒むことができない（同法412条の5第3項）とされている。また、各監査委員は取締役会に出席して意見を述べることができる（同法391条の2第1項）。これは、監査を行うためには取締役会の決議事項を知る必要があり、また監査意見を取締役会に伝える必要があるためである。
- ③取締役の違法行為の差止め請求権（商法402条）、会社と取締役の間の訴え等における会社の代表権（同法394条、403条）については、取締役が法令若しくは定款に違反する行為をし、当該行為によって会社に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、各監査委員は取締役に対し当該行為を止めることを請求することができる。また、会社が取締役に対し、または取締役が会社に対して訴えを提起した場合には、当該訴えについては、監査委員会が会社を代表する（同法394条1項）。
- ④取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査委員会に報告しなければならない（商法412条の2）。これを取締役の報告受領権と呼ぶが、報告を受けた監査委員会は当該事実を調査し真相を把握して、取締役会と株主総会において意見を述べなければならない。なお、必要があれば、株主総会の招集請求権を行使できる（同法412条の3）。その際には、監査委員会は会議の目的事項と招集理由を記載した書面を取締役会に提出して臨時株主総会の招集を請求することができる（同法412条の3第1項）。この請求があった後、取締役会が遅

滞なく株主総会招集の手続を踏まなかった場合には、監査委員会は裁判所の許可を得て直接に株主総会を招集することができる(同法412条の3第2項、366条2項)。

- ⑤監査委員会には、外部監査人の選任等の提案権(外監3条2項)¹²⁾がある。資産総額70億ウォン以上の会社を対象とする会社にあつては、毎事業年度の開始後4か月以内に外部監査人を選任しなければならないからである。

なお、監査委員会は、独任制の監査役とは異なり、会議体の機構であり、権限の行使は委員会の決議によって行われる。監査委員会の招集や決議等監査委員会の運営は定款の定めによって「取締役会の中の一つ委員会」の運営方法に従って行われる(商法393条の2第1項)。但し、監査委員会の性格上、その運営においては一般的な「取締役会の中の一つ委員会」とは異なる場面が少なくない。すなわち、①監査委員会は監査委員の代表を選任しなければならないが、この場合、数人の監査委員が共同で監査委員会を代表させることもできる(同法415条の2第4項)。②取締役会内の他の委員会が決議した事項は取締役会が変更することができるが、監査委員会が決議した事項は取締役会が変更することができない(同法415条の2第6項)。これは監査委員会の独立性を確保するため2009年商法改正により新たに導入されたものである。③その他にも、監査委員会は会社の費用で弁護士、公認会計士等の専門家の助力を求めることができる(同法415条の2第5項)。

韓国の監査委員会の職務と運営については、「表 日本監査等委員会設置会社と韓国の監査委員会設置会社の比較」で表示したようである。なお、監査委員は会社の営業秘密を維持する義務を負う(商法382条の4)。監査委員会

12) 2003年に、「株式会社の外部監査に関する法律(以下では外監法とする。)」が改正され内部会計管理制度の導入により義務づけられた。資産総額100億ウォン以上の株式会社や上場会社又は次の事業年度に上場しようとする一定規模以上の株式会社は会計監査のため会計専門家である外部監査人(会計監査人に相当)を選任しなければならない(外監法2条、同法施行令2条1項)。

の責任は、監査役の責任に関する商法411条を準用している（商法415条の2第7項）。すなわち、監査委員がその任務を怠った場合には、会社に対して連帯して損害賠償責任を負い、また、監査委員の悪意または重大過失によって損害が発生した場合は会社および第三者に対して損害賠償責任を負う（同法414条）。

但し、監査委員の責任については立法上の不備があるという指摘がある。本来ならば監査委員は取締役であるから監査委員が任務を懈怠した場合には取締役としての責任を問うべきであるという。しかし、韓国商法の規定は監査委員会が監査役の責任に関する規定を準用するため、例えば、監査委員会の決議に任務懈怠の要素がある場合にはその決議に賛成した監査委員に対しその責任を問うのは困難だといっているのである¹³⁾。監査委員の責任免除は、他の取締役や監査役と同様、総株主の同意が必要であり（商法400条1項）、監査委員の身分に関する訴えが提起された場合には監査委員としての職務執行停止仮処分を申請をすることができる（同法407条1項）。

（3）株主総会による監査委員の選任・解任

監査委員会は、韓国商法上「取締役会の中の一つ委員会」である¹⁴⁾から、監査委員の選任および解任は取締役会で行うのが原則である。しかし、2009年商法改正は、大規模上場会社の場合には、韓国の経済において占めている

13) 取締役の責任に関する規定を適用すれば、取締役会の決議に賛成した取締役の責任に関する規定（商法399条2項、401条2項）により、賛成した監査委員も会社や第三者に対して責任を負うことになる。しかし解釈論としては商法が監査委員会につき明文で監査役の責任に関する414条を準用している以上は、賛成した監査委員は監査役に関する414条1項（会社に対する責任）又は2項（第三者に対する責任）の責任を負うと解するしかない（李哲松『会社法講義〔第18版〕』（2010）699頁、権鐘浩、前掲書、注(11)、71頁）。

14) 韓国の各会社は定款の定めによって取締役会内で任意に委員会を設定（商法393条の2第1項）し、またその権限を委員会に委ねることができる（同法393条の2第2項）。

比重や経営の実態を考慮するとき、大株主や代表取締役の影響を受けやすい取締役会で選任・解任するのは望ましくないと考え、監査委員の選任・解任は株主総会の権限事項にした(商法542条の12第1項)。そして、監査委員を選任する場合には、株主総会でまず取締役を選任したうえで、その取締役のうち再び株主総会の決議で監査委員を選任する、いわゆる二段階の選挙方式を採択した(同法542条の12第2項)¹⁵⁾。

さらに同改正では、監査委員の選任・解任を株主総会で行う場合、株主総会が形骸化していたり、大株主の影響力のもとにあつたりするときには監査委員の独立性は確保されにくい点を考慮して、大株主の議決権を制限する方式を採用している。しかし、現在においても、立法上の不備によって議決権が制限される場合をめぐって解釈上いくつか複雑な問題が生じている。

つまり、前述のように、監査委員の選任は、株主総会の権限事項とされている(商法542条の12第1項)、上場会社については、資産規模に関係なく、「社外取締役ではない監査委員」の選任は、株主総会で取締役として選任された後に、取締役会において監査委員として選任されることになる(同法542条の12第2項)。もっとも、「社外取締役ではない監査委員」の選任・解任については、最大株主とその特殊関係人、その他の大統領令で定める者が所有する議決権ある株式の合計が当該会社の議決権ある発行済株式総数の3%を超過する場合、その超過する株式につき、議決権行使が制限されている(同法542条の12第3項)。

これに対して、「社外取締役である監査委員」の選任は、2009年商法改正によれば株主総会で選任されることとなる。しかも、大規模上場会社で「社外取締役である監査委員」を選任する場合、議決権のない株式を除いた発行済株式総数の3%を超過する株式を有する株主は、その超過する株式について議決権の行使が制限されている。この場合、会社は定款の規定をもって、上記

15) 上場会社の選任方法に対して、非上場会社の場合は、自発的に定款の定めにより監査委員会を設置したために、監査委員は取締役会で選任する方式である。

の3%より低い比率を定めることもできる(商法542条の12第4項、商法施行令38条2項)。

しかし、「社外取締役である監査委員」の解任については明文上規定はされていない。そのため、現在に至るも、大株主の議決権が制限されるかどうかを巡って議論がある。すなわち、明文の規定がない以上は議決権の制限はないと解するしかないとの見解もあるが¹⁶⁾、有力説はこの場合にも選任の際と同様、3%を超過する株式の議決権は制限されると解している¹⁷⁾。

4 社外取締役制度の導入

韓国においては、1997年の金融経済危機に際して、IMF(国際通貨基金)の救済金融を受けた同時にIMF、IBRD(国際復興開発銀行)の圧力により、社外取締役制度の導入が急速に進められた。前述したように、監査委員会制度もこの際に同時に導入された。社外取締役制度は、1998年2月20日、資本市場法88条2項の規定に基づき、有価証券の上場および上場有価証券の管理に関して必要な事項を規定した証券取引所の「有価証券上場規程」の改正によって導入された。その後、1999年商法改正において、商法上、監査委員会制度が導入されたが、その監査委員となる取締役の資格については社外取締役という名称は使用されていなかった。

もっとも、大規模・公開会社における取締役会の運営実態をみると、1998年12月の取締役の員数は、各社平均約10名であり、IMF管理体制以前に比べて、相当減少する傾向をみせていた。これは、1999年末までには取締役総数の4分の1以上の社外取締役を選任すべきとの前記の「有価証券上場規程」の影響によるものであった。そのため、大部分の上場会社では、取締役の総

16) 崔竣瑯(최준영)『効率的な監査制度の運営のための立法課題』上場会社協議会(2008)125頁、権鐘浩、前掲書、注(11)、75頁。

17) 金淳錫(김순식)『我が国監査制度の運営実態の調査と比較・評価』上場会社協議会(2009)97頁、権鐘浩、前掲書、注(11)、75頁。

数を減らす手段として、多数の使用人兼務取締役などの役付取締役を非登記役員にその地位を変更させていた¹⁸⁾。

1999年商法改正415条の第2項の規定によれば、監査委員会は3人以上の取締役によって構成される。但し、次の各号に該当する者が総員数を1/3以上の取締役を超えてはならないとされている。すなわち、①会社の常務に従事する取締役および被傭者（使用人に相当）、または、その就任前の最近2年以内に会社の常務に従事した取締役および使用人（同条3項1号）、②最大株主が自然人の場合、その本人、配偶者および直系尊属・卑属（同条3項2号）、③最大株主が法人の場合、その会社の取締役・監査役・執行役（同条3項3号）、④取締役の配偶者および直系尊属・卑属（同条3項4号）、⑤当該会社の親会社または子会社の取締役・監査役および使用人（同条3項5号）、⑥当該会社と取引関係等重要な利害関係を持つ会社の取締役・監査役・執行役および使用人（同条3項6号）、⑦当該会社の取締役および使用人が取締役となっている他の会社の取締役・監査役および使用人（同条3項7号）、についての資格制限がなされていた。

その後、2009年に資本市場法の施行¹⁹⁾に伴い証券取引法が廃止され、資本市場法上の上場会社の監査役制度に関する規定を商法に編入するための商法の改正が行われた。2009年商法改正においては、上場会社では、取締役総数の1/4以上を社外取締役に選任しなければならないものとされた。財産規模

18) 王舜模「韓国企業法制とコーポレート・ガバナンスの現状と今後の課題－社外取締役制度や監査委員会制度を中心に－」『東アジアのコーポレート・ガバナンス－中国・韓国・日本における現状と課題－』九州大学出版会（2005）124頁を参照。社外取締役制度が初めて法制化されたのは、2000年1月21日に証券取引法改正（法律第6176号）である。同法2条19項において、「社外取締役」の定義を定める一方、資産総額2兆ウォン以上の大規模上場会社は取締役総数の過半数以上は社外取締役になければならないとし、かつ、3人以上でなければならないとした（証券取引法196条の16、同法施行令84条の23第1項・2項）。

19) 資本市場法は2007年8月3日に法律第8635号として制定され、2009年2月4日に施行された。

等を考慮して大統領令で定める²⁰⁾、資産総額 2兆ウォン以上の大規模上場会社は3人以上の社外取締役でなければならない(商法542条の8第1項)。「表日本監査等委員会設置会社と韓国の監査委員会設置会社の比較」で上述したように、2011年商法改正において、社外取締役の定義を定めたことである。

すなわち、社外取締役とは、当該会社に常勤で従事していない取締役で次のいずれにも該当しない者でなければならない。すなわち、①会社の常務に従事する取締役・執行役および被傭者(使用人に相当)、または、その就任前の最近2年以内に会社の常務に従事した取締役・執行役および使用人、②最大株主が自然人の場合、その本人、配偶者および直系尊属・卑属、③最大株主が法人の場合、その会社の取締役・監査役・執行役、④取締役・監査役・執行役および使用人の配偶者および直系尊属・卑属⑤当該会社の親会社または子会社の取締役・監査役・執行役および使用人、⑥当該会社と取引関係等重要な利害関係を持つ会社の取締役・監査役・執行役および使用人、⑦当該会社の取締役・執行役および使用人が取締役となっている他の会社の取締役・監査役・執行役および使用人、が資格制限されている(商法382条3項)。

なお、2011年改正の商法382条3項の後段は、2009年改正の規定をほとんど変更していない。また、社外取締役に関しての欠格事由も2009年改正のままである。このように、社外取締役に関しての資格要件よりも欠格事由の要件(「表 日本監査等委員会設置会社と韓国の監査委員会設置会社の比較」参照)の方が厳しく定めている。すなわち、商法542条の8第2項の各号に該当する者は、社外取締役になり得ないとしながら、社外取締役になってからも、欠格事由に該当するようになった場合には、その職務を失うことになるとされている。

そして、2011年商法改正において、社外取締役制度の実効性を高めるために、次のような規定を設けている。すなわち、第1に、大規模上場会社は社

20) 本稿では、対象となる上場会社は「大統領令で定める」としているが、これにあたる施行令では資産総額が70億ウォン以上の株式としている(同法施行令第2条第1項1号)。

外取締役員数が、その辞任・死亡等の事由による法定要件に満たさなくなった場合には、その事由の発生後、最初に招集される株主総会において、その欠員を補わなければならない(商法542条の8第3項)。第2に、大規模上場会社は社外取締役候補推薦委員会²¹⁾を設置しなければならないし、社外取締役の員数は取締役の過半数以上から構成されなければならない(同法542条の8第4項)。第3に、このような大規模上場会社の株主総会で社外取締役を選任する場合、社外取締役候補推薦委員会の推薦を受けた者から選任しなければならない。この場合、社外取締役候補推薦委員会が社外取締役の候補を推薦時は株主提案権を行使する要件を満たす株主が株主総会日の6週間前をもって推薦する社外取締役の候補を含めなければならない(同法542条の8第5項)。

社外取締役の義務と責任に関しては、商法上は取締役の義務と責任を負う。すなわち、忠実義務(同法382条の3)を負う。また、個別的義務として競業避止義務(同法397条)、自己取引禁止義務(同法398条)、取締役の報告義務(同法412条の2)²²⁾等を負う。また、取締役と同じく会社に対する責任(同法399条)、第三者の責任(同法401条)、代表訴訟(同法403条)等に関する規定が適用される。

そして、資本市場法において、上場会社は社外取締役を選任または解任、あるいは任期満了以外の事由によって退任した場合には、その内容を選任、解任、または退任した日の翌日までに金融監督委員会及び証券取引所に報告しなければならない(資本市場法165条の17第3項)。

資本市場法において、会社情報開示を拡充・強化する見地から、上場会社は既存の社外取締役についてはその者の取締役会への出席率、議案への賛否等の状況、報酬に関する事項等について、招集通知に記載または広告を行う

21) 取締役会の中の1つの委員会として設置されている(商法393条の2)。

22) 取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には直ちに監査役に報告しなければならない。

か、またはインターネットに掲載し、一般的に閲覧できるように提供しなければならない²³⁾としている。

5 おわりに

以上のように、韓国においては、1997年の金融経済危機に際して、IMFの救済金融を受けた同時に IMF、IBRD の圧力により、1998年に上場規程により社外取締役制度が導入され、また翌年商法改正において、商法上、監査委員会制度が導入された。これは、アメリカの社外取締役制度と監査委員会制度の影響を受けたものである。すなわち、アメリカの証券取引法（SEC）やニューヨーク証券取引所（NYSE）等による上場会社の規則において、1977年、監査委員会の設置する義務を付けて以来、同委員会の構成員である社外取締役の独立性基準について徐々に厳しい方向に進んできた。そして、1999年には、3人以上の独立取締役を要求するに至った。さらに、2001年エンロン事件、2002年ワールドコム等の大規模な不正会計事件の契機に、監査委員会制度の重要な改革に向けた新たな大きな動きが進み始めた。こうした事件に対応して、米国連邦議会は、企業統治の基準の徹底的な見直しを行い、2003年にSOX法の301条では、公開会社の監査委員会に関する規定を設け、証券取引所の上場基準では、以下のように定めている²⁴⁾。

- (1) 全員が独立取締役で構成する3名以上の監査委員会を設置しなければならない。各監査委員は財務上の知識を有する者でなければならない。かつ、そのうち少なくとも1名は財務・会計・経営について専門性を有する者でなければならない（NYSE303A.07）。

23) 日本監査役協会韓国調査団「韓国のコーポレート・ガバナンス IMF管理体制後の推移と日本への示唆」『韓国調査団報告書』（2002）12頁。

24) アメリカの監査委員会については、吉井敦子「監査等委員会の導入とコーポレート・ガバナンスの進展」北村雅史・高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』法律文化社（平成26年）53-69頁。

- (2) 監査委員会は、会社の財務報告の適性性、活動の合法性、会計監査人の能力および独立性、会社の内部監査部門および独立監査役の実績について取締役会が行う検証に助力する (NYSE303A.07(b)(i)(A))。
- (3) 監査委員会は会計監査人の能力評価を行う。このために、経営者側および内部監査部門の意見を聴取する。また、年度末および四半期決算を検証するために、経営者側と定期的に面談し、会計監査人および内部監査部門とも定期的に面談する (NYSE303A.07(b)(iii)(A))。

このような規制を踏まえて、アメリカの上場会社にみられる監査委員会は、取締役会の中の委員会として、独立性をもちながら、取締役会の監督職務の補助、社外監査人（公認会計士）の独立性の強化、内部の監査部門の客観性の強化、社外取締役への情報の提供、およびこれらによる財務報告書の信頼の強化などの役割を果たしている²⁵⁾。

韓国の監査委員会は、監査委員の2/3以上が社外取締役でなければならない（商法415条の2第2項）。また、韓国の2009年商法改正では、上場会社の取締役の1/4以上は社外取締役でなければならないが、監査委員会の設置が義務付けられる大規模上場会社では、社外取締役3名以上で、取締役の過半数であることを必要としている（同法542条の8第1項）²⁶⁾。監査委員会の権限を強化するために、取締役会の中の1つ委員会が決議した事項は取締役会が変更することができるが、監査委員会が決議した事項は取締役会が変更することができない（同法415条の2第6項）。また、社外取締役制度の実効性を図るための大規模上場会社に対して「社外取締役候補推薦委員会」の仕組みを

25) 畠田公明「アメリカの監査制度」『蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』法律文化社（平成6年）311-322頁を参照。

26) 社外取締役制度は経営陣からの独立した視点から大株主の独断専行を止め、取締役会の運営の活性化及び企業の透明性を高め、少数株主を保護する目的から導入した制度である。「2013年の大企業集団の社外取締役の選任現況」に関する調査では、2012年末、調査対象は大規模企業集団62社に属される大規模上場会社（資産総額5兆以上）255社に対して、312名の社外取締役を選任しており、その中131名は教授出身（28.5%）で一番多く、次が82名は法曹出身（17.9%）、73名は公務員出身（15.9%）、26名は会計・税務専門家出身（5.7%）である。また、社外取締役の在任期間平均2年である。（박세원「2013年の大企業集団の社外取締役の選任現況」『CGS Report』（2014）6-7頁を参照）。

強制設置しなければならない²⁷⁾。さらに、資本市場法において、大規模上場会社が「社外取締役候補推薦委員会」を設置してなかった場合の課徴金制度などの法律上の整備されている。このように、監査委員会の監査委員となる社外取締役は、経営陣からの独立性と取締役会の経営陣からの独立性が、少なくとも韓国の会社法の整備上においては強化されているのではないかと考えられる。

また、その他に、アメリカのSOX法の影響を受けて大規模上場会社の場合の監査委員の1人以上は会計または財務専門家でなければならない(商法542条の11第2項1号)として定められている。このように、専門的知識を有する者を監査委員として法律上義務付けられていることは、経営評価機能をもつことではないかと考えられる。

韓国の監査委員会制度は、アメリカの独立・社外取締役からなる監査委員会制度を受けて導入されたが、日本の監査役制度に関する法規制を基盤とするため、「取締役の職務の執行を監査する」委員会という制度的な特徴を維持している。その意味では、上場会社における社外取締役制度の導入、また、監査役制度の代替的な監査機構としての監査委員会設置会社制度の導入という点で、日本の立法より一歩リードしているようにも見える。日本においては、昨年、監査等委員会設置会社を導入してばかりで、その在り方については今後議論が深まると思われるが、その際には韓国の監査委員会制度の仕組みや役割等が参考になるのではないかと考えられる。

なお、社外取締役制度と監査委員会の運営実態についてはさらに調査・研究が必要であり、今後の研究課題としたい。

27) 三星電子グループの取締役会において、社内取締役は4名と社外取締役5名合計9名から構成されている。9名から構成される取締役は、現行定款第28条の2によって取締役会内に設置及び運営されている委員会は次の通りである。

- ・ 経営委員会
- ・ 監査委員会
- ・ 社外取締役候補推薦委員会
- ・ 内部取引委員会
- ・ 報酬委員会
- ・ CSR委員会、である(三星電子グループのホームページより)。